

長野県告示第78号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成18年2月23日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
アイム在宅ケアセンター長野北	長野市三輪八丁目51番36号	平成18年1月1日
特定非営利活動法人こころ訪問介護こころ	諏訪市岡村二丁目2番27号	" "
ヘルパーステイションこごみ	北安曇郡小谷村大字千国乙4900番地	" "

(2) 訪問看護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
うえだはら訪問看護ステーション	上田市大字上田原1053番地1	平成18年1月1日

(3) 通所介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
山口の家	上田市大字上田字天王冲1173番地6	平成18年1月1日
宅幼老所岩井屋	東御市田中220番地	" "
宅老所あすなろ	北安曇郡小谷村大字千国乙4900番地	" "

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	所在地	指定した年月日
アイム在宅ケアセンター長野北	長野市三輪八丁目51番36号	平成18年1月1日
大町市八坂在宅介護支援センター	大町市八坂1128番地	" "
大町市美麻在宅介護支援センター	大町市美麻11810番地イ	" "

高齢福祉課

長野県告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成18年3月13日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年2月23日

長野県知事 田中康夫

1 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 湯沢望月線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市春日字湯沢口2211番の1地 先から 佐久市春日字湯沢口2215番の5地 先まで	旧	m 6.0～22.0	km 0.3630
同上	新	8.0～22.0	0.3630

2 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 大木浅田切線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市春日字湯沢口2211番の1地 先から 佐久市春日字湯沢口2215番の5地 先まで	旧	m 6.0～22.0	km 0.3630
同上	新	8.0～22.0	0.3630

道路維持課

長野県告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成18年3月13日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年2月23日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 傍陽菅平線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
小県郡真田町大字傍陽字大立岩2995番の1地先から小県郡真田町大字傍陽字扇原3110番の2地先まで	旧	m 4.0～11.5	km 0.6390
同上	新	m 5.0～15.0	km 0.6390

道路維持課

長野県告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成18年3月10日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年2月23日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 芝平高遠線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡高遠町大字山室66番の4地先から上伊那郡長谷村大字非持3814番の16地先まで	旧	m 5.5～15.9	km 0.5198
同上	新	m 6.0～32.0	km 0.3080
上伊那郡高遠町大字山室68番の2地先から上伊那郡長谷村大字非持3810番の5地先まで	新	m 5.5～13.2	km 0.3992

道路維持課

長野県告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成18年3月13日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年2月23日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 傍陽菅平線
- 2 供用を開始する区間 小県郡真田町大字傍陽字大立岩2995番の1地先から小県郡真田町大字傍陽字扇原3110番の2地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成18年2月23日

道路維持課

長野県告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成18年3月10日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年2月23日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 芝平高遠線
- 2 供用を開始する区間 上伊那郡高遠町大字山室66番の4地先から上伊那郡長谷村大字非持3814番の16地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成18年3月15日

道路維持課